

休講・補講・出欠

休講

科目担当教員が都合により授業を行うことができない場合は休講となります。事前に学生ポータルにて連絡され、当日は学内告知テレビで案内します。なお、休講連絡がないにもかかわらず授業時間が始まっても科目担当教員が入室しない場合は、備えつけの内線電話で直ちに教務課に連絡して指示を受けてください。

補講

休講があった場合には、必ず代わりの講義が行われます。これを補講といいます。この場合も事前に学生ポータルで連絡し、当日は学内告知テレビで案内しますので、十分注意してください。

出席・欠席

全講義回数の2 / 3以上の出席がない場合は、単位の修得はできません。実験・実習・実技科目などは、1回の欠席でも単位の修得ができない場合がありますので注意してください。

なお、欠席した場合は、科目担当教員に当日行われた授業内容を確認し、指示を受けてください。

自分の出席を確認したい時は

出席照会システムを利用してください。

履修している科目の出席状況を学生ポータルで確認することができます（一部科目、集中講義を除く）。出席回数に疑義がある場合、授業科目担当教員へ申し出てください。

（公認欠席の申請が必要な場合、公認欠席の手続き（p.16）を行う必要があります。）

不正行為の禁止

学生としての本分を守り、単に不正行為を行わないだけでなく、誤解を与えるような紛らわしい行為を行わないように十分注意してください。

不正行為とは、成績評価の対象となる事項について正当でない手段をもって、自己または他人の便宜をはかる行為を言います。例えば、以下の行為があります。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| (1) 試験などで指定された物品以外を使用した場合 | (2) 試験などで監督者の指示に従わない場合 |
| (3) 他人と答案や提出レポートを交換した場合 | (4) 他人の答案をのぞき見た場合 |
| (5) 他人の提出レポートを写した場合 | (6) その他、教授会が不正行為と認めたもの |

※剽窃「盗作・盗用」は犯罪です。社会通念として許されません。

試験、クイズ・小テスト、レポート、作品などにおいて科目担当教員が不正行為と判断した場合は、金沢工業大学学則第54条、金沢工業大学大学院則第50条により教授会の議を経て、懲戒（退学・停学・訓告）します。懲戒に関する成績の取り扱いは、下記のとおりです（学生懲戒に関する規程別表第1）。

処 分	成績の取り扱い
訓 告	当該学期の履修許可科目の単位をF評価（出席不良等）とする。
停 学	当該学期の履修許可科目の単位を全てF評価（出席不良等）とし、解除日まで履修登録申請を受けつけない。
退 学	退学日をもって、当該学期（前学期または後学期）の履修許可科目をすべて取り消す。

自己点検

自己点検は、学生自身が学習のプロセスとその成果について確認を行うものとして実施されます。科目担当教員から学習支援計画書に記載された「学生が達成すべき行動目標」に対する講評や提出されたレポートの返却ならびに今後の学習に対するアドバイスが行われます。